

共 済 組 合 公 報

第567号

長野市権堂町2201番地  
長野県市町村職員共済組合  
電話026(217)5600

公告第13号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、令和6年10月15日付けで理事長において専決処分したので公告する。

令和6年10月15日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 金子 ゆかり

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和46年制定)の一部を次のように改正する。  
第7条第1項中「法第77条第4項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)」を「基準利率(法第77条第4項に規定する基準利率から法第113条第1項の規定により行われた令和5年度財政再計算の結果に基づき積立剰余を財源として加算している率を除いた率。以下同じ。)」に改める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。